浜宮小学校いじめ対策マニュアルⅠ

2014 年 2 月 21 日

はじめに

学校教育において、今、「いじめ問題」が喫緊の課題となっている。また、近年の急速な情報技術の発展により、インターネットへの動画の投稿など、新たないじめ問題が生じ、いじめはますます複雑化、潜在化する様相をみせている。

こうした中、今一度、すべての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

このため、本校では、いじめ早期発見の手立てやいじめが起きた場合の対応の在り方等のポイントを具体的に示すとともに、いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての基本的な認識や考え方を整理し、いじめ問題を学校全体として正しく理解するため、「浜宮小学校いじめ対策マニュアル」を作成した。今後、学校において校内研修を実施するなど積極的な活用を図ることによって、児童が生き生きとした学校生活を過ごすことが出来きる環境を築いていけるものと考える。

教職員として

Ⅰいじめに対する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかし、どの児童にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、 未然防止、早期発見、早期対応に取り組む事が重要である。

いじめ問題への取組にあたっては、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

1　いじめとは

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場にたって行うものとする。

《参考》【「生徒指導提要」平成22年3月文部科学省より】

2　いじめの基本認識

「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に理解し、「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識とする。

① いじめはどの児童にもどの学校にも起こり得るものである。
② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
⑤ いじめはその行為の態様により暴力、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
⑥ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である

Ⅱ未然防止

いじめを未然に防止するためには、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等の取組が最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。児童・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する必要がある。

1　児童や学級の様子を知るために

児童や学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、子どもたちと場を共にすることが必要である。その中で、児童の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められている。

児童の個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握したうえで、いじめ問題への具体的な指導計画をたてることが必要である。そのためには、児童及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査、児童達のストレスに対して心理尺度等を用いた調査等を実態把握の一つの方法として用いることも有効である。また、配慮を要する児童の進級や進学、転校に際しては、教職員間や学校間で適切な引き継ぎを行う必要がある。

2　互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのために

主体的な活動を通して、児童が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」の取組が大切である。児童は、周りの環境によって大きな影響を受ける。児童にとって、教職員が児童に対して愛情を持ち、配慮を要する児童を中心においた 温かい学級経営や教育活動を展開することが、児童に自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止のうえでの大きな力となる。

児童のまなざしと信頼

児童は、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が、児童たちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、児童達のよいモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められる。

心の通いあう教職員の協力協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生活指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が大切である。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、児童達と向き合う時間を確保し、心の通い合う学級づくりを推進することが必要である。

自尊感情を高める学習活動や学級活動、学年・学校行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で、「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験が、児童を成長させる。また、教職員の児童への温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感につながり、児童は大きく変化するものである。

<児童に自信をもたせる「とっておきの言葉」>
●「そうか、それはいいところに気がついたね。」
●「あの時の態度、立派だったよ。大きく見えたよ。」
●「ああすることは、とても勇気のあることだったでしょう。感心したよ。」
●「あなたの応対は、とても気持ちが明るくなるね。」
●「あなたの〇〇に取り組む姿勢はすばらしい。」
●「そう、〇〇ができたんだね。すごいなあ。うれしいよ。」
〈児童の心に残ることば〉
●大切なあなただからこそ、こうやって話をするんだ。
●あなたにはあなたの可能性がある、大事にしなきゃ。
●約束だよ、信じてるから。
●可能性という自分自身の扉を開こう。
●幸せになってほしいからだよ。
●あなたが必要なんだ。

３　命や人権を尊重し豊かな心を育てるために

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々なかかわりを深める体験教育を充実させることは、豊かな心を育成する重要なポイントである。

人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを理解させることが大切である。また、児童が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。

道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になる。

児童は、心が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」 等に触れれば、自分自身の生活や言動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。道徳の授業では、 学級の児童の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱うことが重要である。

４　保護者や地域への働きかけ

育友会の各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催や、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行うことも大切である。

Ⅲ早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と児童の信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、児童に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集することが大切である。

１　教職員のいじめに気づく力を高めるために

児童の立場に立つ

一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、人権感覚を磨き、児童の言葉をきちんと受けとめ、児童の立場に立ち、児童を守るという姿勢が大切である。

児童を共感的に理解する

集団の中で配慮を要する児童に気づき、児童の些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めることが求められている。そのためには、児童の気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に児童の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めることが必要である。

２　いじめ発見のきっかけ

平成23年度児童の問題行動等児童指導上の諸問題に関する調査より

- 教職員の発見は、小学校では担任による発見が多く、中学校・高等学校では、教科担任制もあり、担任以外の発見が増えている。
- 小学校では、保護者からの訴えにより発見されることが多く、中学校・高等学校と学年が進むにつれて本人からの訴えによる発見が多くなる。

３　いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている児童を守り通すという観点から、毅然とした対応をとることが必要である。

《抵触する可能性のある刑罰法規》

ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる ……▸脅迫、名誉毀損、侮辱
イ 仲間はずれ、集団による無視　※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要
ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする ……▸暴行
エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする ……▸暴行、傷害
オ 金品をたかられる ……▸恐喝
カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする ……▸窃盗、器物破損
キ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする …▸強要、強制わいせつ
ク パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる ……▸名誉毀損、侮辱

４　いじめが見えにくいのは

●いじめは大人の見えないところで行われている

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われている。

①無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われている。《時間と場所》

②遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態など、いじめをカモフラージュして行われている。

●いじめられている本人からの訴えは少ない

いじめられている児童には、①親に心配をかけたくない、②いじめられる自分はダメな人間だ、③訴えても大人は信用できない、④訴えたらその仕返しが怖い、などといった心理が働くものである。

●ネット上のいじめは最も見えにくい

ネット上でいじめにあっている兆候は学校ではほとんど見えない。家庭で「メール着信があっても出ようとしない」「最近パソコンの前に座らなくなっている」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即座に学校へ連絡するよう依頼しておく必要がある。

５　早期発見のための手立て

日々の観察　～児童がいるところには、教職員がいる～

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童達の様子に目を配る。「児童達がいるところには、教職員がいる」ことを目指し、児童達と共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。

観察の視点　～集団を見る視点が必要～

小学校中学年以降は、グループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、その時期にいじめが発生しやすくなる。担任は、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握しておく必要がある。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたることが必要である。

日記の活用　～コメントのやりとりから生まれる信頼関係～

必要に応じて気になる児童には日記を書かせたりすることで、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密に取ることで、信頼関係が構築できる。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

いじめ実態調査アンケート　～アンケートは、実施時の配慮が重要～

実態に応じて随時実施することにする。基本的には学期途中に１回以上のアンケートを実施。いじめられている児童にとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法について は、記名、無記名、持ち帰り等、状況に応じて配慮し実施する。また、アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識も必要である。

６　相談しやすい環境づくりをすすめるために

児童が、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払うべきである。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後に情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられる。

本人からの訴えには

●心身の安全を保証する

日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手立てを考えねばならない。保健室の活用等、一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任や養護教諭を中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証する。

●事実関係や気持ちを傾聴する

「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する。

※事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意する。

周りの児童たちからの訴えには

●いじめを訴えたことにより、その児童へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の児童たちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。

●「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさないことを伝え、安心感を与える。

保護者からの訴えには

●保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切である。

●問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けない。問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスである。日頃から、児童の良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておくことが必要である。

●児童の苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じることもある。保護者の気持ちを十分に理解して接することが大切である。

Ⅳ早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

いじめ情報のキャッチ
- 「いじめ対策委員会」を招集する。
- いじめられた児童を徹底して守る。
- 見守る体制を整備する。（登下校、休み時間、清掃時間、放課後等）

↓

正確な実態把握
- 当事者双方、周りの児童から聴き取り、記録する。
- 個々に聴き取りを行う
- 関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

→

指導体制、方針決定
- 指導のねらいを明確にする。
- すべての教職員の共通理解を図る。
- 対応する教職員の役割分担を考える。
- 教育委員会、関係機関との連携を図る。

→

児童への指導・支援
- いじめられた児童を保護し、心配や不安を取り除く。
- いじめた児童に、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。

保護者との連携
- 直接会って、具体的な対策を話す。
- 協力を求め、今後の学校との連携の方法を話し合う。

←

今後の対応
- 継続的に指導や支援を行う。
- カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
- 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

2　いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行わなければならない。あわせて、ただちに学級担任、学年主任、生徒指導担当（いじめ対策委員会）に連絡し、管理職に報告する。

①いじめられた児童、いじめを知らせた児童を守り通す

- いじめられていると相談に来た児童や、いじめの情報を伝えに来た児童から話を聴く場合は、他の児童たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている児童といじめている児童を別の場所で行うことが必要である。
- 状況に応じて、いじめられている児童、いじめ情報を伝えた児童を徹底して守るため、　登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

②事実確認と情報の共有

- いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている児童から聴き取るとともに、周囲の児童や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員(学年主任・担任)で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
- 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職と教職員間の連携と情報共有を随時行う。

最低把握すべき情報
誰が誰をいじめているのか？ ……【加害者と被害者の確認】
いつ、どこで起こったのか？ ……【時間と場所の確認】
どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？ ……【内容】
いじめのきっかけは何か？ ……【背景と要因】
いつ頃から、どのくらい続いているのか？ ……【期間】

要注意
児童の個人情報は、その取扱いに十分注意する

3　いじめが起きた場合の対応

①いじめられた児童に対して

児童に対して
●事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
●「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
●必ず解決できる希望が持てることを伝える。
●自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

保護者に対して
●発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に相談し、事実関係を直接伝える。
●学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
●保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
●継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
●家庭で児童の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

いじめを訴えた保護者から 不信感をもたれた教職員の言葉

・お子さんにも悪いところがあるようです。
・家庭での甘やかしが問題です。
・クラスにはいじめはありません。
・どこかに相談にいかれてはどうですか。

②いじめた児童に対して

児童に対して
●いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、児童の背景にも目を向け指導する。
●心理的な孤独感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない□為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

保護者に対して
●正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
●「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
●児童の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

平素の連携がないため、保護者から発せられた言葉

・いじめられる理由があるのだろう。
・学校がきちんと指導していれば…。
・ここまで深刻にならないうちに、なぜ連絡してくれなかったのか。

③周りの児童たちに対して

●当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
●「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
●はやしたてたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
●いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるよう指導する。
●いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

④継続した指導

●いじめが解消したとみられる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う事を怠らない。
●教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
●いじめられた児童の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
●いじめられた児童、いじめた児童双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
●いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

4　迅速に対応するためには

迅速な対応が遅れる場合の一例である。考え方の転換を図り、より迅速な対応が図れる体制づくりに取り組むことが重要である。

	《対応が遅れる要因例》	《早期対応が図れる体制》
学校の雰囲気	「私のクラスにはいじめは起こらないだろう」（錯覚）	「いじめはどこでも起こる。気づいていないのかも」（本質の認識）
教職員の意識	「もし、クラスでいじめが起こったらどうしよう」（不安）	「注意深く、クラスの様子を見ていこう」（積極的な姿勢）
いじめの兆候	「いじめ？児童たちで解決させよう」（抱え込み）	「いじめかも？〇〇先生に相談しよう」（報告・連絡・相談）

Ｖネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。未然防止には、ネットエチケットの指導やスマートフォンや携帯電話の校内持ち込み禁止の意図の理解を図ること、また児童達のパソコンや携帯電話､スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要がある。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている児童が発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

１　ネット上のいじめとは

ネット上のいじめ 特殊性による危険
■メールでのいじめ
■ブログでのいじめ
■チェーンメールでのいじめ
■学校非公式サイト(学校裏サイト)でのいじめ
■ＳＮＳから生じたいじめ
◆匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。
◆掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。

２　未然防止のためには

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に 連携・協力し、双方で指導を行う事が重要である。

保護者会等で伝えたいこと

〈未然防止の観点から〉

●児童のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において児童を危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること
●インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと
●「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に児童たちに深刻な影響を与えることを認識すること

〈早期発見の観点から〉

●家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた児童が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談すること

情報モラルに関する指導の際、児童たちに理解させるポイント

インターネットの特殊性による危険や児童たちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

〈インターネットの特殊性を踏まえて〉

●発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
●匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
●違法情報や有害情報が含まれていること。
●書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。
●一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。

【児童たちの心理】
・匿名で書き込みができるなら…
・自分だと分からなければ…
・誰にも気づかれず、見られていないから…
・あの子がやっているなら…
・動画共有サイトで目立ちたい…

３　早期発見・対応のために

関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

●書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を児童、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。
●学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になる。

書き込みや画像の削除に向けて

被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う必要がある。

※学校非公式サイトの削除も同様

〈指導のポイント〉

●誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
●匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
●書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

チェーンメールの対応は

〈指導のポイント〉

●チェーンメールの内容は、架空のものであり、転送しないことで、不幸になったり、危害を加えられたりすることはないこと。

●受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねるので絶対に転送しないこと。内容により、「ネット上のいじめ」の加害者となること。

【チェーンメール転送先】

㈶日本データ通信協会メール相談センターにおいて、チェーンメールの転送先のアドレスを紹介している。

http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/index.html

※ネット上のいじめへの対応についても、早期対応の取組が必要である。

※情報機器の進歩により新たないじめが発生する可能性があるため、常に新しい問題に関心をはらう必要がある。

浜宮小学校いじめ対策マニュアルⅡ

2014 年 2 月 21 日

組織としての対応

Ⅰ　いじめに取り組む体制の整備

いじめ問題への取組にあたっては、全教職員が「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開することが求められる。本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。また、組織が有効に機能しているかどうかについて、定期的に点検・評価を行い、児童の状況や地域の実態に応じた取組を展開することが大切である。

１　いじめ対策委員会の設置について

●いじめ対策委員会を校務分掌に位置づける
●いじめ対策委員会は、校長、教頭、いじめ対策主任、教務主任、学年主任、生活指導主任、人権教育主任、養護教諭を中心としたメンバーとして設置する。なお、メンバーは実態等に応じて柔軟に対応する。
●いじめ対策委員会は、いじめ対策に特化した役割を明確にしておく。

２　年間を見通したいじめ防止指導計画の策定について

●いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組む。
●計画を作成するにあたっては、教職員の研修、児童への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進する。

Ⅱ　いじめが起こった場合の学校全体の取り組み

１　迅速な初期対応モデル（別紙）

２　生命又は身体の安全がおびやかされるような重篤な事案が発生した場合

●速やかに教育委員会、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。
●事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。
●事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

Ⅲ　監督官庁、警察、地域等の関係機関との連携

学校だけで解決が困難な事案に関しては、監督官庁や警察、地域等の関係機関との連携が不可欠である。連携を図るためには、管理職や生活指導担当の教員を中心として、日頃から学校や地域の状況についての情報交換などいわゆる「顔の見える連携」が大切である。

１　監督官庁との連携について

学校において重篤ないじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに和歌山市教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける必要がある。解決が困難な事案については、必要に応じて警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指すことが求められる。

２　出席停止・転校措置について

児童に対しては、日頃からきめ細かな指導や教育相談を粘り強く行うことが必要である。しかし、指導の効果があがらず、他の児童の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合については、いじめ対策委員会と生活指導部が連携し出席停止等の懲戒処分を校長の判断で措置を検討する必要がある。出席停止の制度は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し他の児童の教育を受ける権利 を保障するという観点から設けられているものである。

いじめられた児童の心身の安全が脅かされる場合等、いじめられた児童をいじめから守りぬくために、必要があればいじめた児童に対し転校や自宅待機等について弾力的に対応することと規定されている。また、保護者から、他の学校に転校したい旨の申し出があれば、学校は和歌山市教育委員会と相談の上、柔軟に対応し児童の将来を見据えた指導を行う。

学校法第11条

校長及び教員は、教育上必要があると認めたときは、文部科学大臣の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることが出来る。ただし体罰を加えることはできない。

学校法施□規則第13条

校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当たっては児童等の心身の発達に応じる等教育上必要な配慮をしなければならない。

① 懲戒のうち退学、停学及び訓告の処分は校長がこれを行う。

３　警察との連携について

学校は地域の警察との連携を図るため、定期的にまた必要に応じて、相互協力する体制を整えておくことが大切である。

学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署や少年センターに相談し、連携して対応することが必要である。児童の生命・身体の安全が脅かされる場合には、直ちに通報する必要がある。

４　関係機関等との連携について

いじめた児童のおかれた背景に、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、児童相談所、こども総合相談センターや福祉事務所、民生、児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する必要がある。